

# 1 1. 学生寮について

## 学生寮について

学生寮は、単なる宿泊施設としてではなく、集団生活を通じて人間形成を図るための教育の場として設けられている。学生寮の名称は「青雲寮」である。平成12年度には女子棟が設けられ、男女が共同生活している。

以下に学生寮の概要について紹介する。学生寮の詳細については、入寮生に配付する『寮生心得』を参照すること（『寮生心得』は寮管理棟内の寮務係にある）。

### （１）新規入寮条件

原則として、自宅通学が困難な者もしくは長時間を要する者で、入寮後寮規則等を遵守できる学生。

#### <注意事項>

- ① 入寮期間は、4月から翌年3月までの1年間である。ただし、特殊事情については、中途入寮を認める場合がある。
- ② 長期休業期間中、学生寮は閉寮となる。
- ③ 2学年以上で新規に入寮する学生についても、相部屋を原則とし、寮の行事等の参加が条件となる。（但し、感染症の流行状況によっては例外的に一人部屋とする場合がある。）
- ④ 以下の症状が発生したときは、保護者に迎えに来てもらい、自宅療養をして体調が回復したうえで寮に戻って来てもらうこととなる。
  - ・発熱した場合
  - ・体調不良により通常の寮生活に支障がある場合
  - ・感染症に罹患した場合
  - ・その他、自宅療養が必要と判断された場合

### （２）新規・継続入寮手続き

- ① 毎年一回1月に、次年度分の新規・継続入寮希望者募集を行う（新規入寮者募集案内はクラス担任を通じて各クラスに掲示される）。
- ② 入寮を希望する学生は所定の「入寮願」を提出すること。
- ③ また、入寮を許可された学生は「入寮誓約書」を提出しなければならない（これらの書類は寮務係に備えている）。

### (3) 寮施設の概要

#### ① 学生寮の構成

寮務係や寮務主事室，食堂，男子浴室等のある管理棟と男子棟（西1棟・西2棟，東2棟），女子棟（東1棟）で構成されている。

#### ② 寮定員

男子211名，女子41名，計252名。

#### ③ 施設と設備

寮生の居室には，ベッド，シャッターケース，机及び椅子が備え付けてある。

また，主な共用施設と設備は次のとおりである。

事務室	<ul style="list-style-type: none"><li>管理棟正面玄関横にある。</li><li>学生寮の管理運営，学生の入退寮，学生寮の諸経費，宿日直，寮生の給食管理及び衛生管理等を行っている。</li></ul>
寮務主事室 会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>寮生の指導や寮務スタッフ，寮生会役員との打ち合わせ場所となっている。</li></ul>
宿直室	<ul style="list-style-type: none"><li>管理棟にあり，夜間や土日祝祭日に教員が勤務して，寮生の指導や点呼，事故等の緊急時に対応している。</li></ul>
食堂	<ul style="list-style-type: none"><li>寮生がともに食事を摂れる明るく広い空間になっている。</li><li>開寮期間中は，土日祝祭日も含めて毎日食することができる。セルフサービス方式で，ご飯・みそ汁はお代わりが可能である。</li></ul>
補食室	<ul style="list-style-type: none"><li>各棟に一室ずつあり，湯沸器とガスコンロ，電子レンジ，冷蔵庫を設置している。</li><li>簡単な夜食を作ることができる。</li></ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"><li>開寮期間中は毎日入浴できる。</li><li>男子用浴室は管理棟内にあり，浴槽のほか複数のシャワーが使用できる。</li><li>女子用浴室は女子棟内にあり，浴槽のほか複数のシャワーが使用できる。</li><li>留学生用にユニット方式の浴室が男女各1～2台設置されている。</li></ul>
洗面所	<ul style="list-style-type: none"><li>各棟各階にある。</li></ul>
ラウンジ	<ul style="list-style-type: none"><li>管理棟正面玄関ホールの奥にあり，テレビ・雑誌・新聞などを備え寮生の社交場となっている。</li></ul>
談話室	<ul style="list-style-type: none"><li>各棟に一室ずつあり，テレビが視聴できる。</li></ul>
パソコンコーナー	<ul style="list-style-type: none"><li>学内LANを經由してインターネットに接続可能なパソコンが寮生会室に設置している。ワープロソフトウェアや表計算ソフトウェアが利用可能である。</li></ul>
自学自習室	<ul style="list-style-type: none"><li>各棟の空室を利用し，自学自習室を設置している。</li><li>室内には，個人の持ち物は置かないようにすること。</li></ul>
休養室	<ul style="list-style-type: none"><li>管理棟にある。</li></ul>

寮 生 会 室	・寮生による寮運営に関わる協議の場所となっている。
セキュリティ設備	・外部からの侵入に対応するため、女子棟内にはテレビカメラや防犯ベルが設置されている。
洗 濯 場	・各棟各階に全自動洗濯機と乾燥機を備えている。 ・各棟内に乾燥室を設けている。
自 転 車 置 き 場	・屋根付きのものが西棟側と東棟側にある。（駐輪許可申請が必要）

#### （４）寮内の指導体制と日課

- ① 平日の日中は寮務係事務室で職員が勤務している。開寮期間中の夜間には教員が宿直勤務を行っている。
- ② 開寮期間中の土・日・祝日には外部委託業者による日直勤務を行っている。
- ③ 寮生の共同生活を自律的に運営し、寮生活の充実と向上を図ることを目的とした「寮生会」が組織されており、寮長をトップとする寮生会役員が活発に活動している。
- ④ 規則正しい寮生活を送るように、日課を次のように定めている。

起 床 (開 錠)	7:00 (チャイム)	各棟の開錠。
洗面・掃除	7:00～7:30	起床後は、すぐに服に着替え、寝具の整理と洗面等を行う。また、居室および廊下等の清掃を行う。
朝の点呼	7:30 (チャイム)	宿直教員による点呼を受ける。 ただし、休日の朝の点呼は行わない。
朝 食	7:40～8:30	三度の食事、特に朝食を必ずとる。食事は特別の事情がない限り食堂でとることになっており、すべてセルフサービスである。休日の朝食の時間は7:40～8:10である。
登校予告	8:40 (チャイム)	電気類のスイッチを切り、窓を閉め、貴重品の管理を確認し、施錠して登校する。
午前の授業	8:50～12:00	
昼 食	11:50～12:40	ただし、休日は10:00～10:30に昼食を配付する。
午後の授業	12:50～16:00	
夕 食	17:50～18:40	
入 浴	18:00～22:00	貴重品を持ち込まない。身体をよく洗ってから浴槽に入る。また、節水に努める。
自習および 自由時間	19:00～22:30	
門 限	21:00	
夜の点呼	21:00 (チャイム)	朝の点呼と同様、宿直教員による点呼を受ける。夜の点呼は休日でも行う。
(施錠)	22:30	各棟の施錠。
静 粛	22:30～23:30	他人の迷惑になる音楽・楽器の音は厳に慎むこと。
消 灯	23:30	

## (5) 寮生活に必要な経費

項 目	金 額	備 考
寄宿料 (月額)	700円又は800円	2人部屋が700円/人, 個室は800円
寮費 (月額)	17,940円	光熱水費, 雑費等に充てられる。
給食費 (日額)	1,450円	
寮生会費 (年額)	5,000円	
入寮費	3,000円	新規入寮時のみ
寮生会入会金	1,000円	新規入寮時のみ

## (6) 寮外者の寮利用について

- ① 外来者（本校通学生を含む）が寮生との面会を希望する場合は、寮務係または宿日直の許可を得なければならない。面会場所は、管理棟ラウンジに限定されている。
- ② 外来者のうち保護者については、開寮日、閉寮日、緊急時に入室できることになっている。詳しくは『寮生心得』を参照すること。
- ③ 外来者（本校通学生を含む）が寮生の居室に入室することは厳禁されており、この規則を破ると、寮生のみならず、外来者も厳しい処分を受ける。

## (7) その他

### ア 持込み許可、および、禁止品

(ア) 届け出ることにより、持込みを許可しているもの

自 転 車	登録手続きをし、ステッカーを貼る必要がある。
テ レ ビ	・32インチまでとし、視聴する場合はNHKとの受信契約が必要となる。 ・ただし、本科1, 2年生の持込みは認めていない。
パ ソ コ ン	・勉学の目的に使用することを前提として許可する。
冷 蔵 庫	・消費電力100W以下の小型のものに限る。

(イ) 持込みを禁止されているもの

- ① バイク・自動車の保持および持込み
- ② 次に示す電気機器

消費電力量の大きなもの	電気ポットなど
騒音・電磁波等で周囲に迷惑を及ぼすもの	大型無線機など
火災・事故等の危険性のあるもの	電気ストーブ, 調理器具など
勉学の妨げになるもの	ゲーム機など

## イ 禁止事項

寮内では次の事項を禁止しており、違反すれば、停寮処分を含めた指導上の処置をとる。

- ① 法律で禁止されている行為
- ② 相手に危害を加えたり、いやがることを不当に強制する行為
- ③ 教育上および安全・管理上禁止した行為（喫煙および飲酒，マージャン等）